

令和3年8月10日

社会福祉法人 青鳥会の
障害福祉サービスご利用者
並びにご家族の皆様

社会福祉法人 青鳥会
理事長 牧 美輝
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に関する対応について(お知らせ)

盛夏の候、皆様にはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃は当法人の各事業所の障害福祉サービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染症が二回目の夏を迎えました。昨年との違いはワクチン接種がはじまり、事態は好転するかと思われましたが、7月の4連休の後、全国的に感染が拡大しています。

東京都、大阪府、神奈川県、埼玉県、千葉県、沖縄県の1都1府4県に緊急事態宣言が8月31日まで発出。また、北海道、京都府、石川県、兵庫県、福岡県に加え、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、愛知県、滋賀県、熊本県の1道1府11県にまん延防止等重点措置が適用されました。

鹿児島県は、8月6日に警戒基準をステージ2から3の「急増」に引き上げました。合わせて県独自の「爆発的感染拡大警報」を初めて発表しました。期間は8月6日から8月22日までです。

県民に対して、これまで以上に危機感を持って感染防止対策に取り組み、県外との不要不急の往来は中止・延期をするよう呼びかけています。また、県外からの不要不急の来県についても中止・延期し、一部離島への訪問も自粛するよう呼びかけています。

鹿児島県の発表を受け、当法人における障害福祉サービスをご利用になる際の対応を別紙のとおり講じることになりました。

期間は令和3年8月10日(火)～令和3年8月22日(日)とします。

すべてのご利用者の健康をお守りすることを命題として対応しておりますので、ご理解の上、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、皆様、どうぞご自愛ください。

社会福祉法人青鳥会は、新型コロナウイルス感染症対策についての取り組みを行っています。

8月6日に鹿児島県は警戒基準をステージ2から3の「急増」に引き上げました。合わせて県独自の「爆発的感染拡大警報」を初めて発表しました。

法人各事業所における感染防止対応を、8月10日(火)より8月22日(日)まで、以下のように取り扱うことと致します。

※ただし、感染状況の推移により、対応を延長することもあります。その際は再度ご連絡いたします。

○法人の感染防止マニュアルの対応フェーズを 2(市中感染時の対応)に引き上げます。

○全職員への感染防止の対策徹底

- ・法人全職員に対して、3密を避けた不要不急の外出の自粛要請(職員家族にも協力を求めています)
- ・全国の都道府県の感染状況(その時々での)を踏まえた法人の指定する都道府県との往来や来訪者との接触について申告を要請(往来、接触状況によっては、就業を制限しています。)
- ・検温を1日3回実施(出勤前、出勤時、勤務5~6時間後)し、健康状態を自己管理して無理な就業をしないよう通知します。

○入所事業について

- ・ご利用者の面会、外泊、外出を制限します。

○通所事業について

<生活介護>

- ・ほほえみへの吉野学園、あおいとりからの通所利用を中止します。
(ほほえみにおいては事業所間の往来を避けて感染リスクを軽減させます。また、吉野学園、あおいとりの入所施設においては通所を自粛することで感染リスクを軽減させます)
- ・あおいとりの生活介護に地域から通所される利用者については多目的棟のみで受け入れ、入所棟ブロックとのゾーンを分離。
- ・グループホームからの生活介護の通所利用も制限します。その際は、ご説明と同意をいただいたうえでグループホームでの生活介護を実施します。

<短期入所>

- ・愛光園は現状での空き居室を利用し、入所利用者とのゾーンを分けた利用とします。
- ・吉野学園、吉田愛青園、あおいとりは受け入れを中止します。ただし、自宅等で過ごすことが困難な方について、ご本人、ご家族の意見を伺ったうえで、制限期間中の連続した短期入所利用を提案します。(その際は短期入所支給量の調整が必要となります)

<日中一時支援事業>

- ・日中一時支援事業については、入所棟ブロックでの受け入れを中止します。ただし、他法人の日中活動事業所の開始前、終了後の日中一時の利用等については、入所棟以外の場所で利用時間を若干、短縮しての受け入れを提案します。

<放課後等デイサービス、児童発達支援事業>

- ・放デイ、児童発達支援については、児童の過ごす場所の確保、家族の就労を支えるとの観点から開所します。
ただし、今後の新型コロナウイルス感染症の発生状況によって、利用受け入れの是非について判断します。

<個別支援計画に関する業務>

- ・個別支援計画、モニタリング等に関する業務については、文書や電話でご説明をしたうえで、文書を送付のうえ、同意いただく対応を行います。

<相談支援事業の新規契約に伴う面談の扱い>

- ・サービス等利用計画、モニタリング等に関する業務については、文書や電話でご説明をしたうえで、文書を送付のうえ、同意いただく対応を行います。
- ・新規利用の面談に関して、訪問が前提ですが、緊急時の対応として電話でのご相談をお受けします。